

兵庫県公報

令和8年6月23日 火曜日 第730号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 県営土地改良事業の換地計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	13
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	15
公 告	
○ 落札者等の公示（法務文書課）	16
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	17
○ 同 上（丹波県民局）	17
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	18
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出	22
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施	23
警察本部公告	
○ 入札公告	25
正 誤	
○ 令和8年5月29日付け兵庫県公報号外中	27

告 示

兵庫県告示第618号

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）八幡北地区の換地計画の一部を令和8年6月11日に変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項において準用する同法第87条第5項及び第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画の変更に係る部分について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び変更したことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 縦覧に供する書類
換地計画書の変更に係る部分の写し

2 縦覧の期間

令和8年6月23日から同年7月13日まで

3 縦覧の場所

南あわじ市役所



兵庫県告示第619号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 10月20日まで	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	別記1の2	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の3	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の4	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の5	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	4月1日から 12月31日まで				
別記1の7		6月1日から 12月31日まで					
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の8	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の8	4月1日から 10月20日まで				

手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の3	4月1日から 11月20日まで				
手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の9	10月20日から 翌年4月30日 まで				
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の10	4月1日から 12月31日まで				
	別記1の11	6月1日から 12月31日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
姫路市、家島町	別記3の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16

別記1 操業区域

- 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。

- 10 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 11 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
 - オ 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 13 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 14 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 15 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 16 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超え

てはならない。



兵庫県告示第620号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
網干	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第60号共同 漁業権漁場	12月1日から 翌年4月30日 まで	別記1	5トン 未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第621号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石市	いわし・いかなご 船びき網漁業	別記1	周年	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3の内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第622号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請す

べき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	別記1	5月20日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下 (注)
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット (旧漁船法馬力数については15馬力) を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令第95号) に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船 (許可証記載の船舶) に動力船を連結して曳網 (通称「さきこぎ」) してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第623号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則 (令和2年兵庫県規則第48号) 第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期		推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
北淡	たい、はまち 五智網漁業	別記	たい	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めな し	1隻	定めなし
			はまち	9月10日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第624号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
洲本 津名 東浦	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
北淡	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場

合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年7月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第625号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦南浦	たちうおひき縄漁業	洲本市から淡路市松帆に至る海面（大阪湾）	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	大阪湾漁業協定書に基づき大阪湾漁業調整協議会から入漁を認められている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月23日から同年11月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第626号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱重工業株式会社高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
高砂製作所長 由里雅則
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱重工業株式会社高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	25m ³ /分		12本/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3箇月		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		8時30分～翌6時30分 12時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1～7	1～7	1～4	1～4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15	100	150
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10	20	100	200
	窒素含有量 (単位 mg/L)	4,000	4,500	40,000	45,000
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	1未満	1
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.01未満	0.01
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	4,000	4,500	22,000	45,000
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	1未満	1
クロム含有量 (単位 mg/L)	—	—	350	450	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.73	0.2	0.2

備考 汚水等は外部委託処理をするため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

71の2号イ 洗浄施設	
15m ³ /回	
同 左	
着手後3箇月	
同 左	
8時30分～翌8時30分 24時間	
同 左	
通常	最大
7～14	7～14
—	—
1未満	5未満
1未満	5未満
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
10	15

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月23日から同年7月14日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境対策課

**兵庫県告示第627号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等の変更をすることが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
パナソニックエナジー株式会社
大阪府守口市松下町1番1号
代表取締役社長 只 信 一 生
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
パナソニックエナジー株式会社洲本工場
洲本市上内膳222番地の1

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		排水処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
型 式		菱化イーテック(株)製 オルガノ製				同 左			
構 造		FRP製、鉄FRPライニング製・鉄タールエポキシコーティング製				同 左			
主 要 寸 法		51.8m×82.3m×14.0m				同 左			
能 力		50m ³ /時				同 左			
汚 水 等 の 処 理 方 式		沈殿、一次砂ろ過、中和、二次砂ろ過、キレート吸着				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	11~13	13.5	6~8	5.8~ 8.6	11~13	13.5	6~8	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	29	8.3	29	10	29	8.3	29
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	50	10	30	15	50	10	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	49	10	40	20	49	10	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	19	25	19	25	19	25	19	25
	^{りん} 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.15	0.1	0.15	0.1	0.15	0.1	0.15
	カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	5	23	0.01	0.01	5.1	24	0.01	0.01
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.4	0.7	0.4	0.7	0.73	1.46	0.73	1.46	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m ³ /日)		298	413	298	413	268	370.5	268	370.5

(4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後
排水口名		No. 1	No. 1
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	523	493
	最大	823	780.5
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6～8	6～8
	最大	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	7.6	7.6
	最大	22.4	22.1
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	8	7.9
	最大	22.6	22.2
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	11.8	11.9
	最大	37.5	37.4
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	22.3	22.5
	最大	32.7	33.1
リン含有量 (単位 mg/L)	通常	1.13	1.19
	最大	1.81	1.9
カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.005	0.005
	最大	0.005	0.005
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.4	0.4
	最大	0.7	0.7

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月23日から同年7月14日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び洲本市市民生活部生活環境課



兵庫県告示第628号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 株式会社カジイ
- 2 代表者氏名 代表取締役 梶井良輔
- 3 事務所所在地 神戸市東灘区森北町一丁目7番13号
- 4 免許証番号 兵庫県知事（3）第204095号

5 免許年月日 令和3年9月22日

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和8年6月23日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
外部委託による公文書の電子化業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県総務部
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年5月8日
- 4 落札者の名称及び住所
エイチ・エス写真技術株式会社 神戸営業所
神戸市中央区東川崎町4-1-25
- 5 落札金額
金153,966,342円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年3月27日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
令和8年6月23日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
152,532,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年6月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託（2）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
125,489,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市平田字八ヶ坪202番、203番1、204番、204番1、205番、208番、215番1、216番1、217番1、202番地先水路、204番地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市加佐243番地の1
株式会社ソラシドコンサルティング 代表取締役 塩見真佑
- 3 許可年月日及び許可番号
令和8年6月11日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-9-3号（7三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市氷上町市辺字塚ノ元113番1、114番1、115番、116番、117番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年9月30日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-3号（6丹波）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うめざわ宏行後援会	中田 義 則	梅 澤 久 子	加古郡播磨町二子620—7	令和8年5月8日
大前ゆうや後援会	大前 裕 也	大前 裕 也	加西市北条町横尾1244—103号室	令和7年12月18日
加古川ネクストプロジェクト	笹本 航 生	笹本 航 生	加古川市加古川町寺家町352—4みどり屋ビル2階	令和8年4月9日
片山安孝と共に進む会	片山 安 孝	赤井 浩 康	高砂市荒井町小松原3丁目17番16号	令和8年5月21日
神戸障害者育生会	伊藤 敏 夫	上田 麻 紀	神戸市垂水区多聞台4丁目12番10—711	令和8年5月13日
こどもの笑顔を守る会	清水 玲 子	清水 瑠 璃	加古川市別府町新野辺北町4丁目48番地の7	令和8年5月25日
しみずれいこ後援会	清水 玲 子	清水 瑠 璃	加古川市別府町新野辺北町4丁目48番地の7	令和8年5月25日
まつかさ裕之後援会	松 笠 裕 之	松 笠 裕 之	西宮市西宮浜4—8—7—1202	令和8年5月1日
山下さとし後援会	藤原 誠 也	山下 明 奈	加古川市加古川町中津921—12	令和8年5月29日
吉尾豊とまちづくりをする会	吉尾 豊	吉尾 理 恵	川辺郡猪名川町松尾台2—1—2サウンズヒルB206	令和7年12月18日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
参政党兵庫第7支部	山 寺 崇 仁	代表者の氏名	新	山 寺 崇 仁	令和8年5月10日
			旧	盛 澤 敬 吾	
		会計責任者の氏名	新	小 林 恵	
			旧	浜 本 香奈子	
自由民主党小野市支部	喜 始 真 吾	主たる事務所の所在地	新	小野市大島町740番地の8	令和8年4月26日
			旧	小野市山田町183-1	
		代表者の氏名	新	喜 始 真 吾	
			旧	藤 原 昭 一	
		会計責任者の氏名	新	小 西 桂 一	
			旧	藤 井 玉 夫	
自由民主党兵庫県神戸市北区第二支部	坊 恭 寿	会計責任者の氏名	新	桐 月 一 邦	令和8年5月20日
			旧	奥 村 淳	
自由民主党兵庫県第八選挙区支部	青 山 繁 晴	政治団体の名称	新	自由民主党兵庫県第八選挙区支部	令和8年5月13日
			旧	自由民主党兵庫県衆議院選挙区第八支部	
立憲民主党兵庫県第6区総支部	橋 本 成 年	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台2-5-11松屋ビル3階	令和8年4月1日
			旧	伊丹市西台5-1-11	
立憲民主党兵庫県第7区総支部	永 江 一 之	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区下山手通4丁目6-10成発モリハイツ201	令和8年5月13日
			旧	西宮市津門大塚町2-20ブルビル3F	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
いずみふさは後援会	泉 房 穂	主たる事務所の所在地	新	明石市太寺4丁目6—15	令和8年5月14日
			旧	明石市太寺4丁目7—19	
今、明日、未来の会	飯 田 真 緒	会計責任者の氏名	新	飯 田 真 緒	令和8年5月28日
			旧	飯 田 和 敏	
上田さおり後援会	上 田 沙 緒 里	主たる事務所の所在地	新	尼崎市大島2—3—15	令和7年10月4日
			旧	尼崎市南武庫之荘2丁目13番20号南武庫之荘グラッドダイ502号	
岡田さとるを育てる会	岡 田 悟	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区下山手通4丁目6—10	令和8年5月13日
			旧	西宮市津門大塚町2—20ブルビル3F	
岡田龍太郎後援会	岡 田 龍 太 郎	会計責任者の氏名	新	岡 田 茜	令和8年3月25日
			旧	西 村 拓 朗	
岡田龍太郎と川西の未来を思索する会	岡 田 龍 太 郎	会計責任者の氏名	新	岡 田 茜	令和8年3月25日
			旧	西 村 拓 朗	
幸福実現党尼崎後援会	佐 藤 好 則	主たる事務所の所在地	新	尼崎市築地3丁目2—15	令和8年5月17日
			旧	尼崎市潮江3丁目7番10号	
		代表者の氏名	新	佐 藤 好 則	
			旧	松 田 光 夫	
周山会	櫻 井 周	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台2—5—11松屋ビル3階	令和8年5月12日
			旧	伊丹市西台5—1—11	
しらくに高太郎後援会	八 代 智	代表者の氏名	新	八 代 智	令和8年5月7日
			旧	飯 田 正	
政治結社龍建義塾	山 田 浩	会計責任者の氏名	新	矢 野 隆 士	令和5年6月14日
			旧	宮 本 直 輝	

辻信行後援会	辻 信 行	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東園田町5-131-3-303	令和8年4月30日
			旧	尼崎市名神町2-13-10	
豊岡市医師連盟	安 田 和 人	主たる事務所の所在地	新	豊岡市戸牧37-5	令和8年5月16日
			旧	豊岡市竹野町竹野2510	
		代表者の氏名	新	安 田 和 人	
			旧	賀 嶋 直 隆	
中村亮介後援会	中 村 亮 介	主たる事務所の所在地	新	芦屋市南宮町1-20 中西ハイツ303号室	令和7年6月1日
			旧	芦屋市浜町2-14	
		会計責任者の氏名	新	中 村 亮 介	令和7年8月1日
			旧	丸 岡 尚 平	
姫路政経フォーラム	水 田 順 子	政治団体の名称	新	姫路政経フォーラム	令和8年5月1日
			旧	水田ひろし後援会	
兵測協政治連盟	四 方 克 明	代表者の氏名	新	四 方 克 明	令和8年5月20日
			旧	園 田 純 也	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党兵庫県第八選挙区支部	黒 川 治	令和8年5月1日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
金澤孝良後援会	尾 崎 節 男	令和8年4月30日
きし文男後援会	梶 川 美佐男	令和8年5月21日
神戸障害者育生会	伊 藤 敏 夫	令和8年5月11日
こどもとともに笑顔になる会	清 水 玲 子	令和8年5月25日
清水貴之後援会	清 水 貴 之	令和8年4月30日
しみずれいこ後援会	清 水 玲 子	令和8年5月25日
政治結社龍建義塾	山 田 浩	令和5年12月31日
田中秀典後援会	田 中 秀 典	令和8年5月18日
日立建機労働組合播州支部政治活動委員会	荻 野 晋 市	令和8年5月25日



兵庫県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出があった。

令和8年6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大前 裕也	加西市議会議員	大前ゆうや後援会	加西市北条町横尾1244—103号室	令和7年1月1日
片山 安孝	兵庫県議会議員	片山安孝と共に進む会	高砂市荒井町小松原3丁目17番16号	令和8年5月21日
松 笠 裕之	西宮市議会議員	まつかさ裕之後援会	西宮市西宮浜4—8—7—1202	令和8年5月1日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
泉 房 穂	いずみふさほ後援会	主たる事務所の所在地	新	明石市太寺4丁目6—15	令和8年5月14日
			旧	明石市太寺4丁目7—19	
上 田 沙緒里	上田さおり後援会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市大島2—3—15	令和7年10月4日
			旧	尼崎市南武庫之荘2丁目13番20号南武庫之荘グランドデイ502号	
櫻 井 周	周山会	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台2—5—11	令和8年5月12日
			旧	伊丹市西台5—1—11	
中 村 亮 介	中村亮介後援会	主たる事務所の所在地	新	芦屋市南宮町1—20	令和7年6月1日
			旧	芦屋市浜町2—14	

人事委員会公告

兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

令和8年6月23日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 総合事務職	15名程度	1 年齢制限 2005（平成17）年4月2日から2009（平成21）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で18歳～21歳の人） ただし、定時制及び通信制の高等学校に在学する人（高等学校卒業以上の学歴を有する人は除く。）に限り、1996（平成8）年4月2日から2009（平成21）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で18歳～30歳の人） 2 学歴 次のいずれかに該当する人は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した人 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える人 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある人 (4) 総合土木職及び建築職は学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2027（令和9年）3月31日までに卒業する見込みの人 (5) 外国における大学等を卒業した人（2027（令和9）年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027（令和9）年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。）
(2) 警察事務職	1～3名程度	
(3) 教育事務職	10名程度	
(4) 小中学校事務職	5名程度	
(5) 農学職	1～3名程度	
(6) 林学職	1～3名程度	
(7) 総合土木職	10名程度	
(8) 建築職	1～3名程度	

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
1 次 試験	2026（令和8）年9月27日（日）	神戸会場：兵庫県立のじぎく会館 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
2 次 試験	2026（令和8）年10月26日（月）から同年 11月6日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 1次試験

(事務系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(技術系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について記述式により試験を行う。

(2) 2次試験

1次試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 1次試験

2026（令和8）年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 2次試験

2026（令和8）年11月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000032.html

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「事務系職種・技術系職種（高卒程度）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2026（令和8）年9月11日（金）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000078.html

(3) 受付期間

2026（令和8）年7月30日（木）午前10時から同年8月28日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示

される。

なお、名簿は確定の日から2028（令和10）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県人事委員会事務局任用給与課
電話（078）362-9349

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月23日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西康弘

1 調達内容

- (1) 件名
地域安全総合対策サブシステム賃貸借
- (2) 契約内容
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和9年2月28日（日）
- (4) 契約期間
令和9年3月1日（月）から令和16年2月28日（火）まで
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方法
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 塩山
電話（078）341-7441 内線2216
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年6月23日（火）から同年7月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年8月3日（月）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年7月31日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和8年7月30日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和8年7月7日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年8月10日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be contracted:
Comprehensive Local Safety Measure Subsystem (leasing contract)
- (3) Lease period:
From March 1, 2027 through February 28, 2034
- (4) Lease place:
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 July 7, 2026
- (6) Deadline for tender:
17:00 July 31, 2026 by mail
10:00 August 3, 2026 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Shioyama, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2216

正 誤

○令和8年5月29日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県公告(令和8年度当初予算の概要、令和7年度下半期の財政運営の状況及び地方公営企業の業務状況)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
50	県有財産の状況（令和8年3月31日現在）表中 11 債権 評価額	91,114,698	91,450,641
50	県有財産の状況（令和8年3月31日現在）表中 11 債権 貸付金 評価額	89,924,484	90,260,427
50	県有財産の状況（令和8年3月31日現在）表中 合計 評価額	3,218,227,704	3,218,563,647